鳴瀬川総合開発環境検討委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、鳴瀬川総合開発環境検討委員会(以下、「委員会」という。)という。

(目 的)

第2条 委員会は、鳴瀬川総合開発事業(筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム容量再編)に係る範囲について、鳴瀬川総合開発調査事務所が実施する環境に関する調査検討(現況の評価、事業による影響、及び影響の低減対策等)について、専門的な知見から技術的な指導、助言を行うことを目的とする。

(設置)

第3条 委員会は、東北地方整備局鳴瀬川総合開発調査事務所長(以下「事務所長」という。) が設置する。

(委員会)

- 第4条 委員会の委員は、別紙-1に示す構成員とし事務所長が委嘱する。また、委員の任期 は2年とし再任を妨げない。なお、委員の代理出席は認めない。
 - 2. 委員会は、委員会の承認により委員以外の者に参加を求めることが出来る。
 - 3. 委員会は、必要と認める場合には具体的に候補者を選定のうえ、委員として追加するよう事務所長に要請することが出来る。
 - 4. 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会には委員長1名を置き、委員の互選により定める。
 - 2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
 - 3. 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
 - 4. 委員長に事故がある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

- 第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。
 - 2. 委員会は委員の半数以上が出席しなければ開催することが出来ない。

(委員会の指導・助言)

- 第7条 委員長は、以下の事項について委員会の意見を取りまとめ、事務所に対して委員会の 技術的な指導・助言を述べる。
 - ア. 環境影響評価に関する事項
 - イ. その他鳴瀬川総合開発事業に係る環境調査検討の実施に必要な事項

(事務局)

第8条 委員会の事務局を、鳴瀬川総合開発調査事務所 調査設計課に置く。

(規約の改定)

第9条 本規約の改定は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第10条 本規約に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(附 則)

第11条 本規約は平成28年2月9日より施行する。

鳴瀬川総合開発環境検討委員会 名簿

※順不同 敬称略

所 属 等	氏 名	備考
委員長 岩手県立大学名誉教授 東北鳥類研究所 所長	由井 正敏	生物学(猛禽類)
東北大学大学院 工学研究科 准教授	梅田信	環境水理学 【水質】
宮城教育大学 環境教育実践研究センター 教授	斉藤 千映美	生物学(哺乳類) 【動物、生態系】
第 5 条第 4 項に定める代行者 仙台大学名誉教授	宍戸 勇	生物学(底生動物)【動物】
岩手大学名誉教授	菅原 亀悦	植物学 【植物、生態系】
NPO法人シナイモツゴ郷の会 副理事長	高橋 清孝	生物学(魚類)
宮城教育大学 環境教育実践研究センター 准教授	溝田 浩二	生物学(昆虫類)